

豊川市監査公表第29号

地方自治法第199条第12項の規定に基づき、市長から措置を講じた旨の通知があったので、別紙のとおり公表する。

平成28年1月26日

豊川市監査委員	鈴木 不二夫
同	上 澤 勉
同	井 川 郁 恵

別 紙

財政援助団体等監査結果に基づく措置通知書（健康福祉部子ども課）

監 査 対 象 （社福）豊川市保育協会

監査実施期間 平成27年5月15日から

豊川市監査公表第17号分

平成27年6月29日まで

指 摘 事 項	措 置 状 況
<p>(改善事項)</p> <p>1 民間保育所運営費等補助金実績報告書において、内容に誤りが見受けられたので、今後は、補助金等に関する規則第14条の規定に基づき、実績報告書及び関係書類の審査体制を見直されたい。</p>	<p>1 豊川市補助金等に関する規則の規定に基づく審査等を徹底するため、当該補助金担当職員他に、月毎の保育所入所児童数を確認・把握している民間保育所運営費委託料担当職員も当該補助金の審査に携わることとし、実績報告書及び関係書類の審査体制の強化を図るよう見直しを行った。</p>

(注) 上記の措置状況は、平成27年12月22日現在のものである。